

「電気事業の託送供給等収支に関する監査について」 の改正案について

(趣旨)

一般送配電事業者の託送供給等収支に関する監査において確認すべき事項を記載した「電気事業の託送供給等収支に関する監査について」(以下「監査確認事項」という。)について、平成28年度の託送供給等収支に関する監査を踏まえて、送配電部門収支計算書等をより適正かつ明確な記載とするため改正することについて、ご審議いただく。

1. 改正案の概要(改正案:別紙1~3)

- 平成28年度の託送供給等収支に関する監査を踏まえて、送配電部門収支計算書等をより適正かつ明確な記載とするため、以下の改正を行う。

(ア) 電気事業雑収益に関する項目の追加(監査確認事項1.(7))

- ◇ 電気事業雑収益に関する自社送配電外部部門との社内取引に係る収支のうち、新電力との取引に係る収支計上とイコールフットが図れていない部分について、イコールフットが図れるよう、当該部分に係る項目(契約超過金等)を追加する。
※ 契約超過金:託送供給に係る契約者が、契約電力を超えて電気を使用した場合に、送配電事業者が託送供給等約款に基づき、当該契約者から申し受ける金額をいう。

(イ) インバランス取引に係る項目の整理(監査確認事項7.)

- ◇ 託送収支計算規則におけるインバランス取引に係る営業収益及び営業費用の整理について、記載の明確化の観点から、電源の上げ下げ調整に係るもの、インバランス精算に係るものに整理して開示されるよう改正されることを踏まえ、それに合わせた改正を行う。

(ウ) その他技術的・細目的事項の改正

(監査確認事項2.(1)、(11)、6.(3)(4)、同別表、別紙)

2. 今後の予定

- 本日の委員会で議決し、本年3月30日付で改正・公表することを予定。

以上

【参考条文】

■ 電気事業法

(一般送配電事業等の業務に関する会計整理等)

第二十二條 一般送配電事業者は、一般送配電事業以外の事業を営む場合には、経済産業省令で定めるところにより、一般送配電事業の業務その他変電、送電及び配電に係る業務に関する会計を整理しなければならない。

2 前項の場合において、一般送配電事業者は、経済産業省令で定めるところにより、同項の整理の結果を公表しなければならない。

(監査)

第二百五條 経済産業大臣は、毎年、一般送配電事業者及び送電事業者の業務及び経理の監査をしなければならない。

■ 電気事業監査規程

(監査事項)

第5條 電気事業法第105条及び改正法附則第21条の規定による次の各号に掲げる監査は、それぞれ当該各号に掲げる事項について行う。

(1)～(3) 略

(4) 託送供給等収支に関する監査 電気事業託送供給等収支計算規則(平成18年経済産業省令第2号)で定めるところに従って一般送配電事業者が行う託送供給等収支の計算に関する事項及び送電事業者が行う振替供給等収支の計算に関する事項

(5)・(6) 略

■ 電気事業託送供給等収支計算規則

(託送供給等収支の整理等)

第二條 一般送配電事業者(以下「事業者」という。)は、法第二十二條第一項の規定により、一般送配電事業の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務(以下「託送供給等の業務」という。)に関する会計を整理しようとするときは、当該事業者が行う託送供給等の業務に係る収益、費用及び固定資産について、別表第一に掲げる基準に基づき、様式第一に整理しなければならない。

2 前項の場合において、事業者の実情に応じた基準により、託送供給等の業務に関する会計を整理することが適当である場合であつて、当該事業者が当該基準を、あらかじめ、経済産業大臣に届け出たときは、当該基準により様式第一に整理することができる。この場合において、経済産業大臣は、当該基準を公表しなければならない。

(証明書)

第三条 事業者は、様式第一が別表第一に掲げる基準又は前条第二項の規定により届け出た基準に基づいて適正に作成されていることについての公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。第七条において同じ。)又は監査法人による証明書を得なければならない。

(収支計算書の公表等)

第四条 事業者は、当該事業者の事業年度経過後四月以内に法第二十二条第二項の規定による公表をしなければならない。

2 事業者が法第二十二条第二項の規定により公表すべき書類は、様式第一とし、一般送配電事業の業務を行う場所における公衆の見やすい箇所への掲示その他の適切な方法により公表するものとする。

3 事業者は、第一項の規定により公表を行う場合は、前条に規定する証明書を経済産業大臣に提出しなければならない。